

近世大名領國における夫役の諸形態：福岡藩について

秀村，選三
九州大学九州文化史研究所

<https://doi.org/10.15017/7174337>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 5, pp.45-67, 1956-03. KYUSHU BUNKWASHI KENKYUSHO, KYUSHU UNIVERSITY

バージョン：

権利関係：



近世大名領國における夫役の諸形態

——福岡藩について——

秀村選三

目次

- 一、はしがき
- 二、大名(藩)——領民の夫役收取関係
- 三、代官・藩庁役人——領民の夫役收取関係
- 四、給人——知行地農民の夫役收取関係
- 五、村役人——村民の夫役收取関係
- 六、村 仕 事
- 七、名子主——名子の夫役收取関係
- 八、あとがき

一、はしがき

封建社会の基本的社会関係として、土地支配と身分(人格)支配の両者が相互に密接な連関をもちつゝ、社会全般を貫いていると考えられる。併し単に土地支配及び身分支配と云つてもその内容は決して一義的なものではなく、封建社会の各時期・各段階に応じ、その支配の強度や、領主権力の土地把握・人身把握のあり方にも著しく相違があり、従つて我々が具体的・特殊な封建社会を考察するにあつては、当該社会における封建領主

の土地支配・土地把握なり、身分支配・人身把握のあり方を充分に解明しなければならぬ。こゝにとりあげようとするのは、特に身分支配・人身把握の具体的表現としての夫役を考察するものであつて、夫役收取者と夫役提供者間における夫役のもつ意味や、夫役を收取し得る根拠即ち如何なる権威・権力に基き夫役を收取し得ているのか。或は夫役の賦課法、夫役に関する諸種の領主的規制：等々を明らかにすることに依つて、その社会の本質の一端に触れたいと思ふのである。

屢々夫役は無媒介に労働地代の概念を以て割り切られてきた。たとえばわが国の幕藩体制が生産物地代原則の貫徹及び労働地代の一部残存せる社会と見られることは普通であり、また名子のその主家に提供する夫役にも、ひとしく労働地代の概念が適用される具合である。勿論、封建社会に存在する広い意味での支配者・被支配者間の複雑・多様な諸種の労働給付Ⅱ夫役に関して、封建地代の第一形態たる労働地代の概念を以て迫り、一応その視角から歴史の事実(Ⅱ史料)に接近し、整合してみることは研究の第一段階としては当然なすべき作業であるかも知れない。併し乍ら何らの手続もなしに、恰も自明のことのように労働地代の概念を所謂夫役すべてに適

用することには些か疑念をいだかざるを得ないのであつて、それは夫役＝労働地代という単純な言葉の置き換え以上に何ら意味をもつものではないようである。我々にとつて重要なのは歴史的事実の認識—歴史像の把握であり、その把握のためにこそ歴史的概念という手だてを携え、これを分析の手段として史料に立ち向つていたのであつて、単に無媒介な概念の適用はむしろ混乱を惹き起すものと云わねばなるまい。

夫役についても、我々は労働地代の概念を適用し得るものと、し得ないものとをふるい分けてゆかねばならないし、また労働地代の概念を一応適用し得ても、如何なる点・如何なる意味に於て適用し得るのか。その概念よりはみ出し、その概念と矛盾する事実はないのか。若しあればどう理解し、どう処理すべきなのか。こういう点に関しては相当慎重な考慮を払わなければならぬように思われる。殊に人間性一般の抽象的・普遍的概念と異り、歴史的概念は西欧の歴史事実を基盤としつゝ形成されてきたものが多いのであるから、これを日本史上に適用するときは或程度の困難なり無理が伴うことは充分覚悟しなければならぬであらう。(それにしても、単なる史料の雑多な羅列や、日本の特殊性のみの指摘よりは、ヨリ建設的であると思われる)。我々の学問の歴史の浅さはそういう困難に飛び込み或程度の無理をなさざるを得ないのである。併し、その場合に於ても単なる類似点のみに心を奪われてはむしろ日本史上の本質的差異点を見落す危険も充分あると云わねばならない。我々が労働地代の概念を以て複雑多様な史料に立ち向うことは一応正しい態度であらうが、それは直ちに夫役一般即ち労働地代ということには決してならないのである。

かゝることを念頭に置きつゝこゝでは徳川期の夫役をとりあげてその時代の直接生産者に対する諸種の人格支配・人身把握のあり方を窺い、徳川

期封建社会殊に大名領国の性格の一端を解明したいと思つのである。史料の關係上さしあたり福岡藩に限りとりあげることとする。

ところで領国内の直接生産者たる農民が負担する夫役も仔細に窺うときは、きわめて複雑・多様であり、夫々の意味も異なつてゐる。従つてこれを労働の内容とか賦課法とか夫々の観点から類別することが出来るし、必要であるが、こゝでは特に夫役の收取者と被收取者(夫役提供者)との關係、即ち夫役收取者が如何なる権威、如何なる権力に基き收取しているのか、そうした観点から複雑・多様な夫役を一応類別しつゝ考察してみたいと思う。すなわち領主制〔領国大名の土地・農民支配〕の系列から来るものと、自生的な村落内部の農民生活自体に基くものがあり、それらが相互に密接な関連をもつ場合もあつて事實は多様な現象を示していると思われ

- (1) 領国大名(乃至藩庁)——領民
- (2) 代官・藩庁役人——領民
- (3) 給人——知行地農民
- (4) 村役人——村民
- (5) 村仕事〔村落共同体——村民〕
- (6) 名子主——名子

に分ち考察を進めることとする。従つて一個の農民がこれらの諸性格を重複して持つてゐることは当然と云わねばならない。

勿論これらの考察のためには福岡藩の構造や性格について、はじめに或程度触れるべきであらうし、また夫役の賦課法、夫役の代納化の問題、夫役に関する諸種の農民統制等も夫々密接に関連をもつてゐるわけであるが、それらについては別稿を用意しているので、こゝでは単に夫役に関す

る諸事(『史料』)を収取關係に基づき類別してその内容を考察するにとどめ、今後夫役の歴史的意義―大名領国のわが国封建社会史における歴史的位を窺うための前提作業としたい。

*なお夫役は農民のほか、町人・漁民(『水主・加子・舟方』)等にも賦課せられていたので、それらも当然考察しなければならぬが、小稿では一応農民に限って考察することとする。

二、大名(藩)――領民の夫役収取關係

慶長五年(一六〇〇)関ヶ原における戦功及び父孝高の九州における活躍により、筑前一国に封ぜられた黒田長政は豊前中津より入部し、翌六年より舞鶴城(福岡城)の構築、城下町福岡の建設、中世以来自由を誇っていた都市・博多への領主権の滲透、更に全領国内の検地を行い領内の土地・民衆を確実に把握していった。その後秋月・東蓮寺―直方両支藩を分出したが、(東蓮寺はその後本藩に復す)大体一貫して幕末に至るまで筑前国の大半に強力な支配を貫徹していた。

かくて領国大名(黒田家)乃至その藩庁がその領国全般の支配・統治権力に基き領民に賦課した夫役があつたわけで、田法雑話には『百姓役目は上使、并に、御大名通行時分、又ハ在々御普請迄にて、其外には不被召仕』とあるが、勿論それらを中心としつゝも、必ずしも右にのみ限られてはいなかつた。その内容は左の如くである。

〔1〕宿駅交通夫役

領国内の街道・宿駅(所謂筑前六宿・二十二宿)は初期より漸次整備されて領国の交通制度が確立してゆくのであるが、既に慶長十二年(一六〇七)には黒田長政が左の如く下令している。即ち、

『一、伝馬送夫之儀、奉行之者とも手判次第可申付候、公儀御用之時へ夜中によらず手判無之候共可申付事』とあり、伝馬夫の使役に関して、大名領主の命を以て奉行の手判を要し(公儀―幕府御用の時は必ずしも要せず)、制度として整備されつゝあつた。このほかには初期の史料は殆んどなく延宝七年(一六七九)に博多津に対して『津中百姓馬公役仕る事』と見え、些か特殊な事例であるが、恐らく一般的に各宿場乃至その周辺の農民には宿駅交通の夫役が課せられていたと思われる。

その後寛保三年(一七四三)六月には左の如く見えてゐる。

『一、御國中宿々諸通之節、人馬差出方之儀ニ付、御達之事

(若松以下領内十七宿の宿名を挙ぐ、省略)

右之宿々人柄共御代官御通方引請可相勤候、御通之節、宿人馬を以て相仕廻可申候、不足分大庄屋へ申付、郡人馬寄召仕、追て入切払帳、郡奉行之可差出事

(以下略)

とあり、宿の人馬にてまかないきれぬ場合は附近農村より人馬を寄せ、「郡役」として召使うたわけである。宿駅(継所)には人馬方役所があり、その郡の大庄屋はいづれも人馬仕組加役を受持ち、各触・各村より人馬を出さしめるものであつた。「郡役」として人馬を出すべきものは

『一、御参觀上下継人馬之事、一、長崎御往来継人馬之事、一、御遊獵ニ付御

滞座日婦并ニ継人馬、(中略)一、右御往来之節品々郡寄持送夫、其外、内夫、御休所仕調・掃除夫之事、一、御大名方江戸御上下・阿蘭陀・長崎御奉行御上

下、御茶屋・町茶屋手入掃除夫、御茶屋入用之夫、宿内掃除・御先私・川越夫・

継人馬等之事、一、相定候宿駅、其村面役ニ而年中間通勤切不申分、郡々加勢

人馬之事 (下略)

等々であつた。しかも「詰夫」として糧米・蓑笠・股引・力杖を携へ郡屋

・宿駅に詰めるものもあつたのである。

ところで衆知のことながら大名(黒田家)の参勤交替・出獵・巡視等のみ

でなく、長崎奉行・日田郡代・御領代官・幕府巡見使・上使・測量方等の幕府役人⁽¹⁾や九州諸藩の領主⁽²⁾のほか阿蘭陀人(同附添役人)等の通行にも出夫せることは注意すべきであろう。いづれにせよ単なる領主黒田家乃至一領国のためのみではなく、幕府が全国的に宿駅交通制度の整備に努め、幕府権力の圧力があればこそ藩としても幕府役人・諸大名のため自領々民に夫役を賦課したのであろう。しかも幕府による全国的統一、更に全国経済の進展は交通をきわめて頻繁ならしめ、いきおい夫役の増大・強化が見られるに至つたのであろう。しかも他方では漸次夫役の代納・夫賃の支払が整備されてゆく。たとえば元文二年(一七三七)一月には『隣国御大名方御領中御通路之節、宿々人馬賃錢渡方無指問様村々庄屋共へ達之事』として詳細な規定を令達しているのである。或は通行の節入用の諸品は大庄屋より各村々に触付けて之を持出さしめ、これも夫立(夫錢に換算)であり、同様に馬も夫立で、いづれも賃錢・損料が支払われたのである。しかも宿場における問屋の成立、人馬仕組⁽³⁾請負制の形成を見るに至り、夫役としては相当変質したものとなつてゆく。これらについては後日の考察に譲ることとする。

註(1) 支藩秋月藩領⁽⁴⁾夜須・上座・下座・嘉摩各郡の一部があるほか、怡土郡の一部には中津藩領・対馬領・幕領等が入組んでいた。

(2) 近世地方経済史料、二五五頁。

(3) 鞍手郡誌、六二頁以下参照。

(4) 長政公御代御書出令条(三奈木、黒田家文書)

(5) 博多津要録、卷三。

(6) 郡役所記録、福岡県史資料第四卷三七四頁。郡役については別稿に譲る。

(7) 明和七年(一七七〇)寅十二月、御國中郡大夫村夫取分定書(直方市香月文書)。

文政二年(一八一九)御國中郡大夫村夫定書(九州大学法制史研究室蔵)にも同様に見える。面役については別稿に譲る。

(8) 遠賀郡誌、六四頁。

- (9) たとえば三苦文書「詰夫用心夫之覚」(九州大学玉泉館蔵)は領主が西郡(怡土・志摩郡)巡見の際の記録であるが御茶屋詰(御台所詰夫・諸御用夫・同所水汲夫)・御風呂屋(水汲夫・同付夫)・御内証玄官・御馬屋・御代官所詰方・御鷹宿詰夫・夜廻り・郡屋詰夫等々きわめて多い。
- (10) たとえば文政元年(一八一八)五月、唐津御領替ニ付上使御下向宿筋御通行一卷(一袋)、天保九年(一八三八)御巡見使御通行(いづれも三苦文書)など。これらの場合は御朱印人足・同伝馬と賃人足・同伝馬の両者があつた。
- (11) たとえば寛政十年(一七九八)九月、大村信濃守様前原宿御通駕御入用人足入切目録、文化十四年(一八一七)三月、大村上総助様御下向達今宿人馬次記録(いづれも三苦文書)など。
- (12) 福岡県史資料、第四卷、三二七―三三〇頁。

〔2〕 運搬夫役

これは前項と密接な関連をもつものであるが、領主乃至藩庁が年貢・普請用竹木等の運搬に夫役を課したものである。慶長十二年(一六〇七)六月の長政の掟の中に、『村々より津出之儀、道六里之分百姓として可出事』⁽¹⁾と見えているが、黒田氏入部前の慶長三年(一五九八)六月石田三成が志摩郡在々に下せし「条々」にも、

『一、年貢米五里ハ百姓持て可出之事、

一、五里之外者百姓之隙に飯米を遺持せ可申事』⁽²⁾

とあるから、右の場合も年貢米の津出に関するものであろう。年貢米の運搬についてはその後具体的史料を欠くが、明治初年の「筑前旧租要略」には、

『貢米ハ駄或ハ舟ニ依リテ福岡ノ藩倉又ハ遠賀郡若松^{米屋ハ修多、}羅村^{ニアリ}ニアリ所ニ輸送ス、故ニ貢米運輸ノ便否ハ郡村ノ位置ニ依リ、大径庭アリ、就中、上座・下座ノ如キハ馬背ヲ仮リテ十余里ノ外ニ運輸セサルヲ得ス、其不便知ルヘシ、

而シテ其費途ハ皆人民ノ負担スル所ナレハ村位設定ニ於テ其便否如何ト顧ル固ヨリ其所ナリ

とあり、年貢運搬が農民にとつてきわめて重い負担であつたと思われる。勿論前引の初期の形のまゝであつたか否か不明であるが、何らかの年貢運搬夫役があつたことは明らかである。

このほか普請用材はじめ所謂御用竹木の運搬夫役は屢々見る所であつて、宝暦十年（一七六〇）の編纂と推定される「山方記録」には「御作事御用竹木伐出」は「郡夫ヲ以持申付、御普請方ニ相渡」すべきものとされている。更に同年九月には

『一、御普請御用竹木、山方より伐出し夫役之費多候付、御仕組を以被相違候事云々』

とあつて此の後貨幣代納としたのであるが、しかも郡々御茶屋并町茶屋御普請用竹木等三拾ヶ条についてはなおも伐出・運搬の夫役が課せられていたのであつた。たとえば博多川端櫛田宮裏の御成橋材木は「山所より道法半分は郡夫、半分は町夫」と見えている。而して郡仕立を以て夫錢を提出せしめており、これを以て漸次賃錢を支払うに至つた。たとえば、文化九年（一八一二）九月には、

『一、御要害御普請入用材木、五ヶ年御年限中者郡方伐出シ、尤持出夫賃錢者大頭手元々相渡候様彌次右衛門・五左衛門・織部夫江及口達置候事』

と見る如く、持出夫に賃錢が給せられたのである。

ともかく諸種の運搬夫役は後期まであつたわけで明和七年（一七七〇）・文政二年（一八一九）の郡夫の規定にも、「御用竹木其外御用物郡次人馬」・「御茶屋・町茶屋薪・明松其外定格寺社渡ホ之薪伐持出夫」・「郡寄繩前庭ホ持出夫」・「寺社其外郡家・馬指所・籠屋ホ以前々郡役ニ而家上替替仕来之場所茅伐持出藁持出し躰立手伝夫」・「秋伐竹伐持出夫」等々が見えている。

近世大名領国における夫役の諸形態

註(1) 長政公御代御書出令条（三奈木黒田家文書）。県史資料、第三卷、一六七頁

参照。

- (2) 朱雀文書（県史資料、第十卷、二七六頁）。
- (3) 県史資料、第十卷、四五〇頁。
- (4) 日本林制史資料、福岡藩、六八頁。
- (5) 郡役所記録、県史資料、第四卷、四一九頁以下。
- (6) 同右、四二五頁。
- (7) 郡浦御用頭付、文化九年九月三日の条（三奈木黒田家文書）。
- (8) 明和七年、御国中郡夫村夫取分定書、文政二年御国中郡夫村夫定書。

[3] 普請夫役

治水・灌漑・新田開発・道路普請・要害普請等々は戦国大名も近世大名もすべて意を注いだものであつて、単なる一村落・数村落の支配者でなく相当広い領域にわたる領国の支配者として大河川の治水・灌漑は彼等に与えられた課題であつたし、治水・灌漑と密接不離の關係をもちつゝ新田開発が強力に押し進められたのであつた——それは領国の生産的基盤の拡大に他ならない。また領国における城館の建設・交通道路の整備も政治的・軍事的・経済的種々の観点から相当大規模に行われたのであつた。慶長十七年（一六二二）九月の「掟」では給人に百姓夫遣を許すと共に「付」として「福岡普請百姓罷出候時者、右之人使停止之事」と達し、強力な大名権力を以て知行地農民と雖も城館・城下町建設に使役したことが窺えるから蔵入百姓は勿論のことと思われる。

殊に治水・灌漑のための堀川・池塘の開発、井堰造営、河川の浚渫等の工事における夫役の取扱は相当大規模であつた。たとえば慶長十七年（一六二二）に御牧川（遠賀川）氾濫するや、治水工事に着手し、同年後十月十九日に鞍手郡奈良津より御牧那芦屋に至る間の普請に宗像・御牧・鞍手・

嘉摩・穂波五郡の百姓十二万八千九百九十人の夫を動員する計画であり、更に霜月三日には、長政は奉行に対し、『御牧郡の河筋之普請総、國中百姓此跡之夫役算用候て正月五日より可申付事』と令し、また『芦屋のほり切は芦屋之者のために候間、彼地の者共可仕と申、其所の者次第に可仕候云々』という細心な考慮も払っていたのである。

元祿四年（一六九二）には支藩直方の直方新土手の繩張あり、その土手普請には本藩五郡より加勢夫を出したのであつて、

『明る申の正月より福岡御加勢夫、嘉麻・穂波・遠賀・鞍手・宗像五郡本役出、二月中に土手仕廻、尤五郡の御郡代、蝕口・懸り庄屋召連、御宰判一手々々の御働の御普請にて御座候』

と見えており、元祿十五年（一七〇二）夏秋には、洪水のため諸田畠水損したが、特に遠賀川・筑後川の流域の損害甚しく農民飢寒に及ぼしたため『田畠の修補例年は郡夫公役を以、勤むれとも、此節は救の為なれば、人ごとに糧米を与へつとめしめ』たとあるから、普通には郡夫公役が郡役を用い、糧米等を給するものではなかつたことを知るのである、元文元年（一七三六）十月には御普請又は砂入などの場合は「村夫」を以てするほか『村夫として難調儀出来の節』は郡夫の夫役をとることを規定し、宝曆四年（一七五四）五月にも川さらえ・井手堤の手入を怠らざること、『数年怠候取柄は郡夫を以一度浚可遣事』と命じている。明和七年・文政二年の規定でも郡夫として徴発するものには「免用并大川水掛普請ホ惣而大造之普請夫」、

「上座・下座稲作堀川普請并大川普請、同所網戸仕調夫」等が見えている。偶目せるところでも、遠賀川の洪水時に、その復旧工事は領民に賦課せられ、洪水年次における毎戸の出夫数は文政十一年（一八二八）二十六人、嘉永三年（一八五〇）二十人、万延元年（一八六〇）十一人と云われ、また文化

年間嘉麻川築堤普請に夫三千二百三十人、文政六年（一八二三）鞍手郡御徳村土手普請に夫九千三百三人（このうち、五千四百五十二人は洪水仕戻夫、五百人は高持百姓より寸志夫、三千三百五十一人は御郡夫）、文政八年（一八二五）の下座郡湿地の湿抜工事には、夫三万式千百六十一人、他に大鋸夫五百六十六人、筑後への竹木運輸夫三千六百七人——後二者は雇賃錢支払——、慶応四年（一八六八）鞍手郡飯倉川浚営通船の普請に郡夫七、八百名の使役などがあるが、これらはいづれも工事としてはむしろ小規模なものであつて、宝曆元年（同十二年）（一七五二—一六二）「さきに元和七年（一六二二）に着工、同九年中止」になされた遠賀川の堀川・吉田切貫工事（その後も種々の工事が長く継続）や明和・文化年代の鞍手郡岡森井手（宝曆十三年に夫一万人使役、失敗）、明暦・方治以降の山田井手、花の井堰、寛文と宝暦に行われた上座郡の堀川・山田井手、寛文・寛延・宝暦の御笠・那珂二郡堀川の工事などはいづれも大工事であつて、巨大な夫役を動員してはじめてなされ得るものであつた。残念乍らその夫数を知る史料に接しないが前に窺つたもの恐らく数倍・数十倍のものであつたろう。されば大庄屋の下には普請方居り、又触内でも夫々普請組合村を幾組か結び、相当整備された体制をもつていたのである。

しかも岡森井手の場合には小倉藩と、下座郡湿抜工事の場合には久留米藩との協力を要した程であり、単なる一領国の問題を越える事業であつたことも領主の性格、夫役の性格を考察するに注意すべきことと思われる。

以上窺つた治水・灌漑工事と密接な関連をもちつゝ行われたものが新田の開発であり、福岡藩では初期より領内各地に於て開発を試みた所謂「作」（新田）と「稲作」（畑田成）であつて、相当の夫役を動員したものであつた。たとえば、元祿十年（一六九七）志摩郡前原瀉、遠賀郡穴生瀉の汐留

には『郡中の入夫を傭⁽²¹⁾』うたと云われるが、恐らくそれは夫役に賃金を支払つたものと思われる。或は宝永元年（一七〇四）の表粕屋郡多田良鴻新田仕立は『両粕屋・那珂・席田四郡之夫にて相調』えられたものであつた。⁽²²⁾「藩政一般作法⁽²³⁾」には

『老作田島郡夫加勢を以被仰付分、其年一ヶ年無年貢、……稱作ニ而郡夫仕立候分ハ其年一ヶ年古島反別ニ而云々』

と見え、老作・稻作開発のために郡夫を動員したことを知り得る。

かゝる新田開発のための夫役の具体的事例として、嘉永年代の志摩郡辺田鴻新開の場合を挙げると、辺田に那家役所を置き、その指令・監督のもとに、元岡・御床・井原三触より出夫されたものであつて、各大庄屋（浜地・鎌田・三苦）は緊密な連絡をとり面役数（別稿に詳述、男子十五才―六十才一人に付賦課）を基準に出夫割当や割替をなし、各触の夫数を更に触下各村に割当てているのである。たとえば嘉永二年（一八四九）五月廿七日の汐留の夫割では面役老人に付四分八厘三三宛として撰夫千七百九拾四人、――内七百老元岡触、六百四拾六人御床触、四百四拾七人井原触――とあるが如きである。此等は汐留土持夫・用心夫・夜中御入用夫として使役されたもので『人別いなぞふけ・くわ持之事、但備中歛可然候事』とあるように各自道具をもち新開場に出たものであり、更に村方からは杉丸太・猫ふく・空俵・薪等々の諸材料も出されたのであつた。⁽²⁴⁾同三年四月には井原触より小竹類持出夫五百四拾人、十一月には夫百五拾人、薪四百〇などが「寸志夫」として出されてもいる。或は同年六月の汐留夫割は面役老人につき怡土・志摩両郡老元〇〇三四宛として三千七百弐拾九人（千六百三十人・汐留土持夫、五百人・土俵持込夫、三百五十人・当日用心夫、六百四人・前々日用心夫、百五十人・汐留翌日用心夫、三百人・当日夜中用心夫）を出す予定である

が、このうち元岡触千四百五十九人、御床触千三百四十一人、井原触九百二十九人と割当てているが如きである。⁽²⁵⁾かゝる場合には辺田那家役所より医師を現場に出張せしめ出夫中の病人の治療にもあたらせていたのであつた。⁽²⁶⁾辺田鴻新開は相当の年月にわたつて行われたものであるから、右の記録は断片的にせよ夫役收取の一応の事情を窺うことが出来よう。

なお道橋普請は領主や幕府役人の通行前に御通行人馬⁽²⁷⁾交通夫役に含めてなされることも多く、或は城館の建設にも夫役がとられたと思われる。支藩直方の元祿五年（一六九二）の「御館地行⁽²⁸⁾」には日用と共に、領分中より『御普請御地行人夫御加勢奉仕度、願に依て、同五年十二月に百姓別一日宛一触切に触口・庄家⁽²⁹⁾・頭百姓召連御加勢申上候』

と見え、右の場合は願に依り労働を提供するものであるにせよ実質的には夫役であつたと思われる。併し乍ら本藩の『御要害御作事ヶ所附⁽³⁰⁾』――享保以降文政に至る、但し、享保以前は年番や奉行が分るのみで労働形態は不明――を窺うに少くとも文化以降に関する限り、町大工・左官・日雇を召仕い、或は大工・船大工・石屋その他御用聞の請負（時には入札請負）であつて、此の場合夫役は既に以前に消滅していたのではあるまいか。一般に本項に述べた夫役にも「賃錢雇」が漸次増大していったと思われる。

註(1) 長政公御代御書出令案。

(2) 竹森文書。鞍手郡誌一九四―六頁。一二三―一三頁。

(3) 鞍手郡誌、一九三頁。

(4) 同 右、一九七頁。

(5) 頓野村古記、同右 二二〇頁。

(6) 黒田新統家譜十二。泉史資料、第五卷、二四九頁。

(7) 宝曆四年戌九月郡方御法書、鞍手郡誌、五四八頁。村夫は別稿に述べる。

(8) 同右、同 五四八―九頁。文化九年（一八一二）三月には福岡の上人橋川さらえに那珂郡の夫役を用いた。『上人橋川浚方来十日々十二日迄、普請仕組之通

仕調候事、那珂郡中六百人出候由云々」(三奈木黒田文書、郡浦御用頭付、同年同月八日の条)。

前掲、定書。

鞍手郡誌、一二三五頁。

同 右 一二六四、五頁。

同 右 一二六五、六頁。

〔4〕 山 方 夫 役

山方(山林)に關しても諸種の夫役があつた。元祿三年(一六九〇)三月には『御国中山方支配、御那方に被仰付、山方夫遣御免之事』⁽¹⁾とあり、簡単な記事(本文は既に亡失)であるため明確さを欠くが此の時期に山方の夫役があつたことは明らかであり、更に明和八年(一七七二)十二月には、

『一、御要害所へ御植立松苗是マテ持出夫錢之作法不相立候ニ付、明和八年十月十五日彈馬殿ヨリ御同席中へ被仰談候処、御要害ハ格別之義ニ付、夫錢之沙汰ニ不及、郡夫ヲ以テ可持出候、御詮儀相決候、最夫留之内ニ候者、夫粮可被相渡候間、其旨相心得候様ニ同日從彈馬殿津田源次郎へ被仰聞候事
十二月 日

とあり、要害所松苗植立には郡夫を無償で使役したことを知るであろう。

尤もこの場合も要害所にて格別になされたものであり普通の場合には賃金を給せられていたものであろう。或は文政三年(一八二〇)正月怡土郡雷山の杉苗植立には、大庄屋より村々に対し、『当春雷山杉苗植夫三拾五人之元割指出候様御山方被仰出』⁽²⁾たので夫三拾五人を雷山・三坂・高上・山北の各村に夫々割当ており、嘉永二年(一八四九)五月那珂郡乙金村にて山之口両人が山方の松虫取除ケ夫の夫積⁽³⁾を四百三十人と見込み、そのほかに『夫積出来不申候分』もあるが、右の旨二日市の那家へ指出したのであつた。⁽⁴⁾恐らくこれに基いて夫役が課されたのではあるまいか。前掲せる明和七年・文政二年の郡夫の規定には、『御国境山々^(輪地)わち伐山焼夫』・『浜山植立夫』・『那々実植所御用藪垣結イ夫』・『御用杵櫓檉実取夫』・『那仕組櫓手入其外右ニ付品々入用夫』等々が見える。しかも之等の夫役も漸次夫錢が与えられるに至つていたと思われる。前述文政三年正月の雷山の場合も、二月の「怡土郡雷山村庄屋・山ノ口仕上ル書物之事」と関連あるとすれば「賃錢植立」

であつたわけである。⁽⁵⁾

- 註(1) 郡役所記録、県史資料、第四輯、二二三頁。
(2) 福岡藩山方法令、日本林制史資料、福岡藩、一二四頁。
(3) 諸案書記録、同右二六七頁。
(4) 乙金村庄屋日記、日本林制史資料、三三六頁。
(5) 日本林制史資料、二六八頁。

[5] 其他の夫役

以上は最も重要なものと思われるがその他雑多なものがあつたようである。後年の史料であつて根本史料を欠くけれども、初期には「千石夫」なるものがあり、常時福岡に詰め又他國へも伴われ雑用に使役されたと思われる。これが後に代納されて「三合夫米」となつたと云う。文化九(一八一二)申年「覺」(三奈木黒田文書)には次の如く見える。

『三合夫米ハ長政公御代千石夫ト唱へ、郡々田畠之高ニ掛千石ニ付夫老人宛、常ハ福岡ニ相詰、江戸・長崎へも被召連、其外様々の御用被召仕、忠之公御代ニ至候ても同様にて、御台所御代官賄ニ付三十日交代にて、御代官老人夫三十人宛召連、御台所江相詰、彼是百姓及困窮候ニ付、夫銀被召上、人足雇立にて詰夫御免ニ成、尙又其已後右之銀ヲ米ニ直シ田畠荒高壹石ニ付、町升三合宛、上納被仰付、御下男・御掃除坊主被召候事』

所謂「詰夫」であつたわけである。もつとも慶長十二年(一六〇七)六月の長政「掟」には「詰夫停止之事」と見え矛盾するようであるが、ともかく初期にはそうした詰夫は存在したようである。

なお明和・文政の郡夫・村夫定書には「御用鳥打・生雲雀亦捕ニ指出候勢子・持送り夫」・「犬鳴谷人參畠仕イ調夫」・「御味爪畑御用之諸品々伐持出夫」等々が見えており、その実態は分らないが、これらの文言から推すと領主の私的要求の色彩の濃いように思われるものも多い。

註(1) このほか筑前旧租要略(県史資料、第十輯)四七三頁も参照。

近世大名領国における夫役の諸形態

(2) 長政公御代御書出令案。

三、代官・藩庁役人——領民の夫役收取関係

前節の中に含めて考察してもよいものであるが、領主自体のため、また領国の統治・支配それ自体のために收取されたものと、その統治・支配機構にあみ込まれた藩の代官・役人がその役務遂行のため送人馬その他を收取し得たのとは一応区別して窺うのが適當と思われる。

即ち代官・役人の夫役收取は領主——藩庁が一定の限界内に於て特に認めたものに過ぎない。古くは慶長十七年(一六二二)九月に給人方の百姓夫役を一ヶ月三日と規定すると共に『藏納百姓人別一ヶ月ニ一日宛代官可召遣事』と特に許可しているのであつた。従つて代官の勝手な夫仕いは最も禁止するところであつて、元和四年(一六一八)二月には『諸代官共藏入分之百姓自分之用ニ夫遣いたし候儀一切停止申付候』と見え、藩庁の許可・承認があつて、はじめて領民よりの夫使役が可能であつたのであり、博多の者への夫役であるが『竹中寺右衛門殿、秋月へ御引越ニ付人足馬出し申事』とあるが如きであつた。元文二年八月には、

『田方為検見郡奉行・郡代罷出候節、送り迎の人馬、検見を望候村より此以後指出申候、検見を請不申候郡村の人馬皆て召仕申間鋪候事』

と見え、また明和九年の郡夫の規定中には『品々諸御用ニ付定格ニ諸口々罷出候諸役人中荷物次送り人馬之事』の一項目があり、しかも、

『但不時ニ罷出候諸役人之無賃人馬、両市中ヨリ宿次ハ町奉行觸出往來証抛ヲ以可指出候、郡中ニ而之人馬ハ一切郡奉行、人馬証抛無之分ハ堅指出申間鋪候、私用ホニ而罷出候家中ニ而も御定之賃銭払之分ハ兩人ハ先觸指出候ハ、人馬無滞指出、賃銭無滞請取可申事』

とし、人馬数についても詳細な規定があるわけで、たとえば、

『 在宅役人引越人馬渡方定

(一) 人足 百五拾人 知方 一、人足 百人 切 扶
 馬 拾五疋

一、人足 拾七人 諸組付 一、人足 八人 小使小役人
 馬 三疋

右人馬福岡々郡々江引越候節へ宿次、郡々々福岡江引越之節へ郡継之事

一、引越之面々家内無趣有之、定之人馬ニ及不足候ハ、其訳可ヒ申出候、詮儀之上増人馬可相渡候事

明和七年寅十月

(七七〇)

(七)

とあり、身分によりその使役し得る人馬数が異なつており、又規定の人馬数にて不足する時は特に願出て増人馬を渡されるものであつた。藩の規制の強さを窺うに足るであらう。

同様なことは參勤交替や長崎往来等の節に各宿泊先で役人のために雑用を弁ずる宿内夫・内夫についても云えるわけで延享三年(一七四六)十月には、『宿内夫之儀只今迄何人ニても相渡来候得共、此已後左之通に相渡候事』として内夫渡し方の人数を家老衆に五人、中老衆・御用勤衆に四人……等と規定しているのであり、同様には寛政六年(一七九四)にも見えている⁽⁸⁾。

藩庁の代官・役人に対する規制は、彼等が役向を以て村方に出郷・宿泊する場合には賄方や宿主への切錢渡方等について規定し、或は役人出郡の際に人足を『御渡被仰付、御賄へ村賄被仰付候事』と達しているなど藩自体の権力による規制の強さと関連して考えるべきであらう。

ともあれ、かゝる夫役も決して純然たる無償ではなかつたらしく、——初期はともかく——安政二年(一八五五)「御參勤御上下御成達人馬賃錢定」の「役人荷物送り人馬並内夫飛脚賃錢定」には左表の如く賃錢が定められているのである。

種	別	賃	錢
荷物送り行駄夫	半里以下	人足 1人	34文
		馬 1疋	36
	1里以上	人足 1人	40
		馬 1疋	60
内夫(1人=付)	昼夜	60	
役人諸見分終日勤(1人)		80*	
福岡飛脚夫(1日1人)		120	
	(上鞍手より)		
他郡之内飛脚	1里=付		40

* 夫留の時は100文である。
 安政2年の米価は1俵(3斗3升入)が53匁(閏7月)~35匁(10, 11月)である(鞍手郡誌 p.762)。

註(1)(2) 長政公御代御書出令条(三奈木、黒田文書)。

(3) 博多津要録、巻四。

(4) 宝曆四年(一七五四)九月郡方御法書、鞍手郡誌、五四九頁。

(5) 前掲「定書」。なお文政二年の定書には、*の間は『御家中之面々旅行ニ而先

触差出候分ハ』と変つている。意味に大差はない。

(6) 藩政一般作法。

(7) 郡役所記録、県史資料、第四輯、三九三、四頁。

(8) 藩政一般作法の内夫定。なお鞍手郡誌七五一頁にも見ゆ。

(9) 郡役所記録、寛保元年(一七四一)・同三年(一七四三)・延享三年(一七四六)・宝曆十年(一七六〇)等。県史資料、第四輯、三六〇—二頁、三七—三

頁、三九三—四頁、四一八頁。なお寛保三年のものは文化十年(一八一三)七

月にも同様達せられている(藩政一般作法)。

(10) 日本林制史資料、福岡藩、天保七年(一八三六)二月、三〇一頁。

(11) 鞍手郡誌、七四二、三頁。

四、給人——知行地農民の夫役取關係

徳川期に於ては地方知行制は漸次消滅しつゝあつたのが大勢であり、隣藩小倉藩では延宝六年(一六七八)、久留米藩では宝永七年(一七一〇)、或は

柳河藩では寛文十一年（一六七二）に蔵米知行に転化して行つたのであるが、福岡藩においては、麥質しつゝも地方知行制は幕末まで存続したのであつて、馬廻り百石以上の武士は郷村に知行地を与えられ、これを知方・地頭と云い、知行地農民を軒付百姓と云つた。村により地頭の「御一円村」あり、或は数人の給人や藩蔵入地が錯綜している村もあつた。軒付百姓ははじめ明確であり、名寄帳にも「誰々様知行分」として一筆毎の土地と土地所持者たる農民を明確に把握していたことが分るが、後には農民間の田畠売買・讓渡等の進展するにつれて混乱し、単に村の総高の内より永倉私・給知私夫々の貢租額を村役人のもとでふりわけて納めるに至つた。勿論地頭の中でも上層武士の場合後期まで一円村をおさえ、自らの代官を派遣して「自分納」をなさしめるものもあつたが、それ以下の層になると直接自ら知行地よりの貢租の収納にあたることなく「定為替」⁽¹⁾を以て藩の御蔵を通して得たわけで蔵米知行に相当近接しつゝあつたわけである。「地頭ト知行所村トノ關係ハ種々様々ノ趣多ク有ルモノ也」⁽²⁾と云われ知行制の実態は未だ明かならざる点が少なく今後解明が望まれる。ともかく他藩の如く地方知行制が全廢されたのではなく漸次名目化しつゝ變質しつゝあつたとは云え幕末まで存続しているのは福岡藩の特徴であらう——殊に大身の家の中には維新後にも知行所の村・村民と密接な關係をもつていたことを聞いている。

されば地頭は給分として知行地と軒付百姓⁽³⁾知行地農民を一応把握しているわけで（多様性はあつたにせよ）、貢租と共に夫役をも収取し得たのであつた。慶長十七年（一六二二）の長政の法令は給人・代官に対する諸規制を眼目とするものであるが、この中にも給人に対する夫役を見出すのである。即ち、

『 掟

一、給人方百姓使之儀人別一ヶ月ニ三日宛り可召遣事、
付、福岡普請百姓罷出候時者、右之人使停止之夏、四月・五月両月ハ召遣ましく事、付、給人國中ニ而普請之時、役目人高給人ニ付、百姓一人宛詰夫可申付事

一、（略）

一、給人方わら草之儀一荷ニ付テ四尺繩ニテ六束、米六合宛、糠者石別五合宛代物ヲ相渡、知行取⁽⁴⁾ニテ買、福岡へ百姓に着させ可申候、但一ヶ月ニ三日宛り之人遣之内可令算用事

一、（略）

一、津出之儀六里分百姓より出し可申事、附川内の儀も同前の事

（以下略）

右、於相背者可処罪科者也

慶長十七九月初日

長 政 書 判

『(1)

とあり、百姓人別一ヶ月三日宛の夫役收取を許すと共に、福岡普請（特に城普請か）に藩として百姓使役する場合や四月・五月の農繁期においては夫遣いを禁止し、國中にて普請の時の詰夫の許可更に、わら草は知行所にて買いその運搬は百姓になさしめること、年貢津出六里分の運搬夫役について令達しているのである。また國中普請のほか慶長十八年（一六二三）十二月の掟には『他国普請之時自是知行所給人役目給人に付人足一人之割ニ可召仕事』⁽⁵⁾ともあり、或は慶長十七年八月には『國中給人分蔵作り申候へ、竹木其給人として買候而百姓召遣立可申事』⁽⁶⁾と見え、この場合も知行所の百姓を召使うたものと思われる。

此等の史料を通じて窺えることは代官・役人の場合と同じく藩⁽⁷⁾領国大名による規制の強さであらう。即ち知行地農民であるからとて決して知行主⁽⁸⁾給人の恣意的収取に委ねられたものではないのである。勿論かゝる法

令が屢々出されていることは給人の恣意的収取の傾向があつたことは否めないであろう。併し領国の構造そのものは漸次それを排除してゆくべきものであつた。

その後の史料は欠くのであるが、元文五年（一七四〇）十一月には、

『一、先年五歩増免之節、⁽⁹⁾〇也ニ至、知行夫召仕候儀相止候、近來右増免不殘御用捨候故、向後左之通夫仕可有事

家老中始、知行取之面々百石ニ付式人宛召仕可申事

附り十二月十日以後年内勝手次第ニ召仕可申候、昼食糧米七合五勺宛相渡召仕可申候

一、年始節句知行所々地頭江納物前々之通たるへき事

とあり、さきに年貢五歩増徴により知行所よりの夫役収取が止んでいたが、増徴止みたる故に夫役も復活し、従前どおり知行所より諸種の「納物」をも収取し得たことを知る。このことは、さきに正徳五年（一七一五）九月には次の如く達せられていたのと関係があらう。

『一、在郷五歩増免、去々年迄歩御免、当年より四歩増、不殘被差免候事

五歩増免被召上候付、古來より納來候品々被差免置候、五歩増免御免被成候付、右納來候品々可相納事

右の場合は単に知行所のみに限られず全藩にわたるものであつたと思われ、ともかく年貢の増徴乃至その軽減に復活に伴い、納物に雑租が廃止されたり、復活されたりしていたわけである。享保十七年（一七三二）十二月にも、

『一、門松、知行所方角御山より可被伐渡候、持出し之百生共々相対次第糶米とも可相渡候事、右門松之外五節句納め用品、御用捨之事

と見え、恐らく此の年は享保の大飢饉「在郷大麥」の時であつたが故に、納

物（詰夫を含めて）を免除し、たゞ門松の伐出しのみは糶米を与えて召仕うこととしたものであらう。

かゝる納物は年始・三月・五月の節句や盆入用の品々であり、知行百石につき夫々物品の数量が決められ、又年始には詰夫をも含んでいた。⁽¹⁰⁾云わば中世の「公事」にあたるものである。

しかも「納物」（そのための入用夫・詰夫を含めて）は藩財政の窮乏、知行主の窮乏に伴い、中期以降は廃止（年貢の増徴——米年貢への統一化・代納）と復活の交替・変動を繰返しているわけであり、従つて幕末期にも『屋敷ニヨリテハ納モノ代金上納スベキ旨、村方ニ請求スルアリ』とあるわけである。併し乍ら「地頭納物」が幕末まで存続したことは藩政一般作法や田制

貢租調査に依り明らかであり、此等の納物の運搬には入用夫を要し又「年始入用」のうちには建・幸木・橙・譲り葉……等と並んで詰夫式人（百石に付）が規定されていたのである。されば明和七・文政二年の郡夫・村夫の定書には「村役ニ可相立定」のうちに『地頭納物之事』とあり、更に同じく村役の中に『村々納地頭用品々入用夫之事』とも見える。田制貢租調査によれば地頭の吉凶その他に応じ種々の納物を献げたと云うから後者はかゝる臨時のものであつたかも知れない。

ともかく我々が幕末まで確實に見得る地頭への夫役は、地頭屋敷へ納物の品々を付届ける人夫にすぎないわけである。それは『地ヲ作ル百姓ハ家來同様ノ者ニテ、地頭ヲサシテ且那樣ト称ス、ヨリテ年中色々ノ納モノヲ奉リタル事ヲ習慣トシ』⁽¹¹⁾たものであり、一応儀礼的と云えばたしかにそうであるが、併し地頭の家と農民の家を結ぶ根強い主従関係の表現として存続したものであつた。

註(1) 福岡県内務部、筑前国各藩田制貢租調査には『地頭ノ内、遠賀・鞍手・嘉摩

・穂波ノ各郡ニテ知行ヲ拝領シタルハ其郡ノ現米不殘、御登セ米トテ江戸御屋
 舗ノ御粮米、外、大坂御藏元へ積登セニナレバ現米ヲ以テ福岡屋敷へハ不相納、
 是ヲ福岡納ノ郡々ニテ為替ニテ相納ルモノナリ、是ヲ本知ノ外ニ定為替ト唱へ
 たとある(七五頁)が、必ずしも右の四郡に限らず、他の郡でも「定為替」に
 よるものを見出すのであつて(たとえば怡土郡―三苦文書)必ずしも「登せ米」
 の故のみでなく、大身ならざる武士は藩の貢租收取機構に依存した方がよく、
 しかも藩庫や他の「銀主」より隨時借用しているから、その差引も行われたわ
 けである。

(2) 田制貢租調査、七五頁。

(3) 槽垣元吉氏によれば、延宝元年(一六七三)に國中物成の平均化と同時に給
 入采地の「自分支配」を停止し、支藩たる秋月でも同年家中二千石以下の「給
 知集取立代官」が設けられたと云う(日本文化風土記、九州篇、六六頁)注目
 すべきことを指摘されている。

(4) 長政公御代御書出令条、果史資料、第一輯、一六八頁。

(5) 長政公御代御書出令条。

(6) 郡方御法書(三苦文書)。

(7) 郡役所記録(果史資料、第四輯、二七二頁)。

(8) 同 右(同二九六頁)。

(9) 「藩政一般作法」に左の如く見える。

(10) 『百石ニ付納物

一、庭 拾枚 内壹枚はかます

一、橙 十ツ

一、勝リ藁 壹把 但五わからげ

一、譲り葉 一把

一、根まつ 十本

一、餅突棒 十本

右年始入用

一、田螺子 三合

右三月入用

一、粽かや 壹把但二尺メ

一、幸 木 壹把

一、栗 笹 壹把

一、半繩一方 但三十尋

一、もろむぎ 一把

一、立 花 十本

一、詰 夫 式人

一、よもぎ 五升

一、根よもぎ 家簀

一、か や 少し

右五月入用
 一、生靈菰 壹枚
 一、めんとう萩 壹把
 右盆入用
 已上

田制貢租調査七八頁には更に諸種の「納物」が書かれている。

(11) 田制貢租調査、七八頁。

(12) 前掲元文五年の規定も、かゝる年始入用のための詰夫を十二月十日以後は勝
 手次第に使役し得ることを云えるものであろう。田制貢租調査七八頁には、
 「モチツキ夫・掃除夫、下屋敷ニ一人二人宛り相勤ム」とあり。

五、村役人——村民の夫役收取關係

村役人(大庄屋・庄屋・名主……)が村民より夫役を收取し得た事例は全国
 各地に於て見られる所である。勿論村役人には各地とも戦国期土豪の末裔
 多く、先祖伝来の土地に前代以来の社會關係を持ちこみつゝ土着して、
 村の親方百姓でもあつたわけであるから、その意味からは子方よりの奉仕
 一夫役の收取は当然あり得たわけである。従つて村役人としての地位に基
 き夫役を收取し得たのか、それとも地主・親方百姓として收取し得たのか
 問題であらうし、実態は相互に混融・交錯していたとも思われる。

福岡藩領に於ても戦国期の土豪は一部近世大名の家臣団に編みこまれた
 ものを除くと、多くは土豪的地主として、更に大庄屋・庄屋として藩の郷
 村統治機構の最末端に組み入れられて行つたようである。而して次に引用
 する史料の場合の如きは明らかに村役人としての地位・身分に於て夫役の
 收取を許されたものであつた。即ち宝曆十三年(一七六三)に大庄屋に関し
 て、『諸御用状・触状、村継急御用其村夫直飛脚遣候事、福岡并触下江出候

節那夫屯人宛召仕候儀勝手次第⁽³⁾候事」とあり、庄屋についても『福岡江罷出候節へ無抛荷物持セ候節村夫屯人召連候事⁽⁴⁾』と見え、郡夫・村夫の召仕いは幕末まで長く続けられたものであつた。

もつとも、これよりさき元文四年（一七三九）四月の「大庄屋へ申渡覚」には、『御用は申に不及、私用にて福岡江罷出候節、又は在郷にて御用に付罷出候節、郡夫・村夫召仕申間敷候事』とあつて、郡夫・村夫の召仕いを禁じ、同時に「村庄屋へ申渡覚」にも、村夫召仕を禁じているのである⁽⁵⁾、実際には御用・私用に召仕うことが多かつたためであらう。右の禁止はむしろ同じ法令にて、大庄屋・庄屋の給米を規定し、整備していること、閑連して考慮すべきで、「役料」として大庄屋給米・庄屋給米を給せられるが故に、それを以て人夫を雇うべきであるとし、夫役の取取を禁じたものであらう⁽⁶⁾。併し事實は必ずしも法文がそのまゝに行われたのではなくむしろ宝暦十三年には前掲の如く規定せざるを得なかつたわけである。

この場合注意すべきは藩支配機構の最末端としての村役人には一定の特権（藩取取の夫役を村役人には免除せるもその一つ）と共に、給分・役料として許可された限界内における夫役の取取を認めたのであつて、勝手に農民を召仕うことは禁ずる所であつた。天保年代であるが

『然ニ村役御免被下候上、給米をも相渡候儀ニ候得は、猥ニ百姓ヲ召仕候類、有之間敷儀ハ勘弁前之事ニテ候へ共、為念相達候』

と達しているのである。福岡藩のすぐ隣境の中津領・筑前怡土郡有田村では庄屋について、『助人夫之儀へ村中百姓一人宛一度宛前々ヨリ雇来申候』とあり、また唐津藩でも『村中百姓、無足人迄年中三日宛其村庄屋方へ雇来申候』とあり、（ヤトイは当地方では夫役のことである、）いづれも夫役の内容については何ら規定せず純然たる私用にも召仕い得たかとも思われ

るが、福岡藩の場合はむしろ藩権力の浸透・規制が強、村役人の私用・勝手夫仕いは少くとも制度上は許されなかつたのである。

ところどころかゝる村役人の夫仕いにも軽微ながらも賃金を支給するようになったのではあるまいか。次の例は村役人そのものゝ夫仕いではなく決して適当な例ではないのだが一応の推定を助けるので引用するにすぎない。即ち鞍手郡の庄屋「大庄屋格」有吉八次郎は幕末に「御救焚石方」でもあつた（此の場合庄屋と焚石方は全然別個のもののように一見考えられるが、必ずしもそうではなく石炭産出の村方の庄屋たる資格に於て焚石方でもあつたと思う。未分化・混融というのが此の時代の特徴である）が、焚石百斤について錢十文を焚石会所より渡され、その中の錢式文は『其方年中召仕諸飛脚、両会所・福岡出方召連夫、賃銭共ニ投渡』されたものであつた⁽¹⁰⁾。勿論直接人夫当人に渡されるものではなく、『庄屋一己の了簡』にて如何でもなるものであるから、これに直ちに積極的意義を認めることは困難であるが、時代の動向を一応窺えると思う。恐らく、かゝる特殊な場合のみでなく大庄屋・庄屋の召仕う夫役にも、劣悪にせよ何らかの賃銭は支払われていたのではあるまいか。

註(1) 幕領天草の大庄屋は「三日夫」とて一年三日宛村内各戸より夫役徴発（宮本又次、天領天草の商業と問屋、九州文化史研究所紀要、第二号、七一頁）。日向国須怒江村における庄屋への夫役（安藤精一、商業資本の発達と後進地農村、九州経済史論集、第一巻、一一九頁）。伊予宇和島地方に関する小野武夫、土地経済史考証一九五頁以下。寺尾宏二、伊予吉田藩の野役・牛役（同氏、日本賦税史研究所収）。入交好脩、徳川幕藩制下の庄屋制度の一類型（早稻田商学、第八〇号）。有賀喜左衛門、日本家族制度と小作制度、七三頁。羽鳥卓也、近世日本社会史研究、一六八頁。前田正治、近世村法の研究、村法集八三頁その他。対馬における奉役への一戸一人役の耕作手伝も此の型に属すべきものと思われる（宮本又次、農村構造の史的分析、二三五頁）。

(2) たとえば中世の松浦党中村氏が志登村庄屋として存続し、或は立花氏に従い

戦場を馳騁していた横大路家が粕屋郡上府村庄屋として存続せるが如きは良い例であろう。

(3) 万延二年(一八六一)藩政一般作法。遠賀郡誌、一九三頁。鞍手郡、三八七頁。

(5) 郡役所記録、県史資料、第四輯、三四七―八頁。

(6) 久留米藩の宝暦四年(一七五四)の百姓一擧の要求箇条の中には、『大庄屋小もの賃銀差出居申候間、其外手遣夫之儀自分より被召連候様、奉願上候』とある(石原家記、県史資料、第二輯、三九三頁)。

(7) 鞍手郡誌、三三三頁。

(8) 享保二年(一七一七)西九月、筑前怡土郡有田村明細帳(田制貢租調査、一九八頁)。

(9) 西松浦郡波多津村太田文書。

(10) 有吉文書、子十月覚(宮崎百太郎氏写本による)。

六、村 仕 事

以上述べてきたところは云わば領主制の系列に属する夫役であつたが、本節及び次節で取扱うものは村落内部における夫役である。

こゝで村仕事と云うのは、居住各戸間における労働力の相互補給・交換という意味での「ユイ」と區別して、生活共同体たる村落全体の為に必要な作業を村内各戸の労働力提供を以て行うものを指すわけである。村民にとつては重要な義務であり負担であり、全国的にギムニンソク・ブー・ムラブー・ブヤク等の名称も示すように一つの夫役であつた。当地方では現在でも一般的にクヤクとかデカタと云われて居り、村方史料に見える公役・出肩であろう。これらの文言は広く夫役の意味をもつものである。

個々の村落は大名領主の強力な支配・統制を、殊に明治以後は国家・地方官庁・団体等による規制を受け、それが村落内部にも滲透し、村落生活は徐々に変容せしめられてきたことは疑い得ないところであるが、併し村

近世大名領国における夫役の諸形態

落内部の隅から隅まで完全に規制・掌握することは如何に強大な権力を以てすることも出来ない。村はその規制・支配を受けとめ、自らの生活に適合する形にこれを受け容れ、眼には立たないが着実な自らの発展の道を辿つてきた。従つて村落自体の生活に必要な限りは、上部の領主制が解体しようとも存続すべきものは存続する——勿論或程度の変化はある——のであつて、その一つに、クヤク・デカタも挙げることが出来る。即ち現在でも村落の道路・橋・井堰の普請・手入・護岸の砂防工事・耕地整理・山仕事等には当地方でも顕著に見るところである。即ち各戸より出夫し、女子の場合はその労力を男子の七割八割に見つもあり、従つて女子の場合や出夫せざるものはブギン(夫銀)を出さねばならない。その差引のため年一回寄合で「村算用」をするところも多い。

徳川期に関して云うと、領主は農民を政治的に全然無権利状態におき、領主に対する反抗力を持たないまゝ、領主のために必要な年貢・夫役を確實に納めさえすれば、それ以上に特に大きな関心を村落内部について持つものではない。領主の支配は村落の生活組織をむしろ温存し、利用しつゝ統治していたわけで従つて村落独自の伝統と生活の要求からする自生的・自律的諸慣行は根強く存続していたのである。即ち村仕事について云えば、領主はこれを村落に委ねつゝも或る面ではこれを規制し、或る面では利用していたわけであろう。「村役」とか「村夫」と云われるものは一見領主が村落に賦課せし夫役のようでありながら、その中には領主の村落支配と農民の村落生活の要求自体との重層・結合を多分に含んでいる。たとえば明和七年・夫役定書の村役十三ヶ条の中から右の観点で摘出してくると次のようなものが挙げられるであろう。

『 村役ニ可相立定

(1) 一、一村ニ引切^ハ井手堤水除普請入用之枕葉伐持出夫之事

但、堤井手水掛組合村有之ハ組合ヲ一村之心ニ而取行可申事

(2) 一、一村引切^ハ諸普請材木持出之事

〔三ヶ条省略〕

(6) 一、村々堀川溝掘浚土手其外諸普請夫之事

但、格別之大人数入之儀ハ證儀之上、郡夫加勢を以可申付^ハ事

(7) 一、一村切抱往還平日手入普請之事

〔三ヶ条省略〕

(11) 一、宮敷垣廻り仕調夫之事

但、前々郡夫ニ而仕来^ル共一村之氏神ニ^ハ、村夫ニ而仕調夫之事

〔二ヶ条省略〕

× 十三ヶ条

右の定書の奥書によれば「村夫」は庄屋が賦課したものらしく、そのほか右の文言の表現等にも領主的規制が表面的には目立つて認められるが、併し表皮をめくれば、仕事の内容から云つても此等の夫役には村落の自生的・自律的な生活慣行をむしろ窺い得るのではあるまいか。

ところで右の第(1)条・(11)条の但書にも見る所であるが単に一村のみでなく数ヶ村協同しての諸作業や祭礼・祈願等も当然考えられるであらう。

「一村之氏神」でなく、ヨリ広い地域の神の場合には数ヶ村より「郡夫」を出すことを認めているわけである。或は山焼の作業などにもそういう事例はある。——文政二年(一八一九)四月怡土郡雷山村の山焼には次の如く各村より「郡夫」を出しているのであつた。即ち、

『(前略)

雷山村扱後山焼廻之場所、所伐除けづりはき郡夫願、御郡代様御聞通り相濟、別紙御判被仰付候条、右相渡之判、各組頭・山ノ口召連、才判ヲ以、念入けつりはき伐除有之、丈夫ニ相周、重覺念入焼廻相調候様可有之候、重キ場所柄ニ付、風立候日、焼方不仕候様、ふりあかり等しめり候而しつかなる日、村々申合左之通出夫ヲ以、

願之通御調可有之候

一、郡夫八拾六人

〔池ノ元ノ本谷迄六百老間余之所伐除けつりはき焼廻候夫〕

内

夫 三拾式人 雷山村

同 三拾人 三坂村

同 五人 高上村

同 拾九人 山北村

× 八拾六人

外ニ加判

雷山村庄屋 茂 吉

三坂村庄屋 十 右衛門

同村組頭 壹 人

山北村庄屋 太 右衛門

雷山村

〔山組ノ頭ノ口中〕

〔3〕

右の場合も領主的規制が一応表面に出てはいるが、三苦文書によれば、雷山村においては、諸種の御山・拝領山・証文山のほかに、『山坪数四十六万四千三百五十坪、明野山、牛馬飼草かしき、下村々々伐取申候』とあるように、各村それぞれ牛馬の飼草・かしきを雷山より得る慣行があつたのであり、一つの山に結ぶ数ヶ村の連合關係を知り、たとえ右の「郡夫」が領主側の許可を得た後に各村落到に賦課されたものであろうとも、それは領主のためよりも、すぐれて村落生活自体に必要なものであつたからである。同様なものとしては、前掲「夫役定書」の郡夫のうちに『雨乞、外、虫祈禱・流行類イ祈禱之類、一統ニ而取行候入用夫』があり、それも『其度々郡奉行江申出、得指図之上、取行可申事』とあるにせよ、数ヶ村の共同生活のなから生れてきた根強い慣行であつたと思われる。

以上窺つてきたように、村落生活の中から生れ、村が村民に賦課する夫役にも、領主はその村落統治の点から関心をもち或る規制をなしていることを知つた。さきに大名乃至藩に対する夫役として窺つたところの治水・灌漑の夫役・山方の夫役などの中には——勿論領主側の強力な領国支配からの要求のみにて農民の生活自体の要求とはかけ離れた場合も多かつたであらうが——一面では本節で述べた如き「村仕事」の要素を多分にもつものであつたのではあるまいか。

註(1) 柳田国男編、山村生活の研究、一〇二頁。

(2) 文政二年の定書では村役拾式ヶ条で順序にも異同あるが、大要は変らない。

(3) 日本林制史資料、福岡藩、二六二、三頁。

(4) 文化十二年(一八一五)十二月、口上書一通。

(5) 古くは文明十七年(一四八五)に早良郡葦山は警固・罽・有久・新原・西山五村が分有し、他村の侵入を許さず、又五ヶ村同心を差出人とする書状を有する強固な連合体を形作つていたと云う(清水三男、日本中世の村落、二七頁)。児玉韜採集文書一。

七、名子主——名子の夫役收取関係

前節に於て窺つた所は、村落の共同体的性格に基く夫役であつたが、更に村落内部に深く入れば村落を形づくる家と家の間にきわめて多様な諸関係が結ばれていることを見出すであらう。さしあたり、取りあげねばならないのは村落内部における各家相互間の支配・従属関係であり、具体的には本家—分家関係〔同族組織〕とか親方—子方関係乃至地主—小作関係・地主—奉公人関係であらう。史料の表面に名子とか家抱：等の身分的従属関係を示す文言が無いからと云つて、その村落が直ちに等質・平等の家のみから構成されているとか、経済的・契約的關係が強いとか速断すること

は出来ない。村落内部の諸関係を深く見きわめる必要があるわけである。併し乍ら所謂名子制(名子主—名子関係)は村落内部の支配・従属関係の中で最も特徴的であり、当地方でも後年まで広く存在していたものである⁽¹⁾ので、こゝではこれを中心に考察することとする。

ところで当面の福岡藩領域の農村では名子の性格や数量(人数・家族数)を示す史料は相当豊富に挙げ得るにも拘わらず、名子の夫役に関する具体的史料は遺憾乍ら何ら挙げ得ないのである。事実少くとも徳川中期以降の当地方の地主経営の諸帳簿には名子の夫役らしきものを全然見出さず、むしろ農業労働力としては年雇(荒仕事と云われる奉公人)が最も重要であつたわけである⁽²⁾。併し農業経営諸帳簿に夫役を見出さぬことは夫役が全く消滅していたと云えるだろうか。むしろ名子のコカタとしての性格から云うと農耕夫役そのものに必ずしも重要な意味があるわけがなく、主家の恩恵(庇護)——主家への奉仕の關係にこそ本質があり、主家の経営のあり方如何に依つて名子の農耕夫役は消滅・軽微化もしようし、或は根強く存続もすると思われる。従つて夫役に関する史料を見出さないと云え、ヨリ深く家生活内部の生活慣行を調べる必要があると思われる。

しかも村落構造が大体において近似の傾向をもつ隣藩小倉・久留米藩領に於ては名子の夫役は明治期まで明らかに見られる所であり、また村落内部の諸関係は領主制の如何に拘わらず藩境を越え共通性を多分にもち得るものであるから、少くとも徳川期のある時期までは当藩領域の農村に於ても名子の夫役は充分推定しても恐らく誤はないであらう。少くとも戦国期永祿十三年(一五七〇)の史料では『色々私之公役等申付』⁽³⁾けることが出来る「名子屋敷」を推定し得るのである⁽⁴⁾。

併し乍ら右にも述べたように福岡藩領内の村落については今の所名子の

夫役史料には接したことがないので——或程度の聞取は得、充分予想されるにも拘わらず——やむを得ず本稿では小倉・久留米兩藩領内の村落の史料を利用しつゝ北九州地方として名子の夫役の内容について窺つてみたいと思う。

明治前期の「日本民事慣例類集」には旧小倉藩領企救郡からの報告として、『村方にて召仕の者に持高を分ち、別家せしむるを名子百姓と唱へ、一月數次日を定め、永代主家に至り力役する例なり』と見えるが、同じく豊前の田川郡畑村の庄屋皆川家では少くとも明治初期までは「明治五年居村の名子百姓十五戸を解放」、次のような夫役があつた。

『一、名子毎年勤メ日先例

正月十一日	出 初メ	馬屋糞出シ	賄	晝	キナコモチ
正月二十日	カキユイ	女ハ味噌ナカヅキ	賄	晝	ニシメセンプキ
三月	苗代床調ベ	賄	ナ	晝	ノベモチ
四月	麦 刈	女ハ茶ツミ	賄	ナ	ニシメセンプキ
五月	田 植	女ハ苗トリ	賄	ナ	晝
六月	田草トリ	賄	ナ	晝	アズキメシ
九月	稲刈リ	〃	〃	晝	ラツキ
十月	麦 蒔	〃	〃	晝	其他ナミ
十二月	餅 米 洗	餅搗キ、シメナイ、カザリ	賄	ナ	晝
				夜	ナマスツキ

しかも田川郡はもとより京都・築城・上毛・下毛の各郡および豊後日田郡・玖珠郡等英彦山を中心とする地帯の名子制度は著名であり、さきに伊藤兆司氏が研究された所であつて、勤め・雇い・加勢・手役・手間等と称せられる夫役についても聞取を中心に豊富な事例を挙げていられる。たとえ田川郡安真木村A部部落A家では年に萱切雇(一人役)・野切雇(一人役)麦

蒔雇(一人役)・稲扱雇(女一人)・麦扱雇(女一人)の外に、田植に総家族牛馬連行の夫役があり、これらの夫役はツトメ・ヤトイと云われ、このほかにも冠婚葬祭・山仕事・垣根造り・歳暮小木切り等の家事のカセイがあつたと云う。かゝる名子は公式には明治初年消滅したのであるが事実上は後まで残り夫役も大正年間まで存続したと云われる。ともかく名子主(仙頭)が広大な山野を支配し、野作||焼畑が盛んであつたが、その經常労働力として奴婢(多くは名子の子弟より得られる)數人を置くと共に、一方名子の夫役も大きな意味をもつものであつた。

次に筑後久留米藩領域に於ても同様の事情が窺われるのであつて、たとえば生葉郡山北村では庄屋吉瀬家・長百姓河北家等の本家||オヤカタ層の家では相當數の名子を従属せしめていたことは各年の宗門人別改帳により明かである。享保六年(一七二一)河北家では名子の夫役に関し次のように規定してゐるのであつた。

『先年八兵衛様御代ニ名子やとい申候儀、相極メ被置候品々覺
一、老月ニ男女共ニ三日ツつやとい申筈ニ相極メ被置候、尤女之儀者入用之節ハ一月ニ四日にもやとい可申よし御極メ被置候事
右やとい之外ニ

- 一、苗代仕候節朝々老人つゝ參筈也
 - 一、苗取之節ハ是又朝々老人つゝ參筈也
 - 一、田植之節ハ此方勝手次第ニ家内不致ニても、又ハ朝々成共、飯後成共、晝成共、勝手次第やとい可申候、尤わさうへ、さなふり兩度共ニ同前之事ニ候
 - 一、小麦まきニ一度男計り參筈也、尤朝々ハ老人ツ、飯後ハ男子之分者不殘
- 參筈、大麥まき同前

即ち一ヶ月に男女三日宛、女は入用の時は四日にもなるヤトイ||夫役がありそのほか苗代作り・苗取・田植・わさうへ・さなふり・小麦まき等にも夫々夫役があつたわけである。更に、『正月十一日、名子荒子參候てつなな

い、朝飯後より』とか『正月廿日、名子・荒子共ニ屋敷惣体かきゆゑ、朝食後よりは名子のぎへはなは一方づゝ』なども見え、耕作や家内の雑事に勤めたことが分るのである。

此の村の名子については別にそれ自体を対象とした論稿を用意するつもりなのでこゝでは詳しくはふれないが、かゝる名子は幕末期に漸次所謂「名子抜け」をしたのであり、名子帳面よりはづされ百姓帳面に載せられるに至る。併しその場合でも、旧来の主家の子方たる地位には長く留められたのであつて、かゝる者を此の地方では「手内」と称したのであり、彼等は従属度の濃い名子からは一応抜け出ていても、なお子方の一として親方に労働を提供したのである。たとえば生葉郡吉井町の大庄屋田代家の天保八年（一八三七）「家格永覚帳」の年中行事の記録では十二月晦日に『屋敷掃除、手内惣出』と見えている。或は左の証文には直接に「手内」の文言は見えないが、他の名子抜↓手内の史料と同様であるから手内であることは充分に推察されるのである。即ち、

『為後証差上置申候一札之事

私儀先祖共々数代名子御帳面ニ御座候処、御慈悲之上、御帳面御差許被仰付候、重畳難有仕合ニ奉存上候、然上者勿論益・正月両度先祖幕掃除・墓参等懈怠なく仕、万端是迄之通、相續罷在可申候、若後年ニ至、心得違之儀等御座候節者、如何様被仰付候共、其節一言之申上訳無御座候、依而為後年之、一札差上置申候如件

嘉永七寅年九月
(二八五四)

竹野郡田主丸町

留 吉 岡

留 郡 同 町 親 源 助 岡

右のように名子抜けの後まで益・正月の幕掃除・墓参は残つたのである。

近世大名領国における夫役の諸形態

それは単なる儀礼的なものとして、こゝに取上げる必要のないように考えられるかも知れないが、名子主―名子関係の本質が単なる農業労働制度ではなくわが国の「家」の組織を抜きにしては考えられないこと、名子抜けをしてもなお子方としての親方權威の承認の象徴として儀礼的な勤め〓労働の提供があることはきわめて注意すべきことと思われる。

ところで久留米藩では明治四年（一八七一）末に名子身分を廃止したのであるが、そのため生葉郡妹川村では旧名子主（名頭）と旧名子との間に山の支配権をめぐる対立し悶着を惹起したのであつた。明治五年「生葉郡妹川村国武利八郎・同嘉一郎・堀清八旧名子一件」によればその間の種々の事情を窺うことが出来て、きわめて興味深く注意すべきものであるが、こゝでは小稿の主題に直接関連あることのみ窺うこととする。

即ち同村に於ては名子は名子主の『家来同然之場を以』て居屋敷・新開田畑・伐畑山（爐・楮畑・茶園・こんにやく畑等を含めて）を与えられ、また山をも名子に守り立たせるものであり、それは『其者入用之節者、為伐取』てきたものであつた。しかも飢饉の際には主家より救助を受け、平年でも極貧の者には救米を与えられるなど種々の庇護を受けたのであつた。これらの庇護に対し名子は主家へ夫役を提供するものであつたから、たとえば名子主は次のように主張しているのである。

〔名子主〕
『私共三人義、従前々、名子と唱家来同然之者数拾人有之、家居等取建具、私共銘々持抱之田畑并伐畑山敷等為取扱居、名子之者共より八月、男式人・女式人ツ、相勤、其外、田植并吉凶等之節者、時々呼出召使、数百年仕来居申候云々』

或いはまた次のようにも見えている。

『右旧名子共之義、是迄名子菅軒が一ヶ年分男廿八人・女廿五人、并、田植吉凶等之節者、時々旧主人方江呼出夫数凡六十人、東而利八郎名子四拾七人分、夫々

式千八百式拾人、^(圖式)嘉一郎名子拾五軒分、夫メ九百人、^(城)清八名子、夫メ三百人^(宛)充呼
出召使數百年仕来居候処云々」

此等の夫役は伐留山其他の土地の小作料として提供されているものではなく、名子は家来同然の者であるが故に、無償で土地の使用を許され、主家抱えの居屋敷に住まわせられているのであり、そうした従属的地位の象徴として、主家權威の承認の表現として『男女諸出夫』をなすものであった。殊に名子の居屋敷と夫役の関連はきわめて密接であるが、それは屋敷に居住させて貰うことに端的に表現された従属的地位(ユカタ)に基くものである。単なる契約的な地代や小作料や家賃ではないのである。

しかも前述の如く藩の方針として名子制が廃止されたため、名子の夫役が止みまた山やその他の土地の権利をめくり——多くは名子の権利は慣行的には根強いものであるが、制度的にはきわめて不明確である。——種々の悶着が起つたわけである。少くとも名子の夫役の廃止は名子主側も少からず困窮したものでらしく、

『今般名子被廢候砌より、出夫不仕候に付、私共^(名子主)三人義、極々手支仕、耕作之手入等も行届不申、極々難渋之仕合ニ御座候』

とか、或は『極々差支已来雇入等不仕而難相成候』と訴えているのであつた。幾分か誇張は含まれているにせよ、ともかくも名子主の農業経営に於て、名子の夫役が相当重要な意味をもつていたことを認むべきであらう。

もつとも同地方でも田籠^{タモコリ}村の菅原家の名子の如きは

『名子名目片書相除ケ候丈ケニ而、一体之義者、是迄之通被召置被下度、旧名子中一同歎出云々』

とあるように、藩の名子制廃止に一応沿うた形であり乍ら事実上は旧情と全く変らぬことを希望しており、同様なことは小坪名の名子拾式軒にも云

えるのである。むしろ名子主・名子間の悶着が惹起されるが如きは、きわめて特例であり、一応名子制が事実上も或程度解体しつゝあつたのを想定することが出来、一般的には田籠村や妹川村小坪名の事例の如きが普通であつた。さればはるか後年まで名子制は存続していたのである——勿論幾分か、或は相当度の変容・変質を受けつゝも——。最近筆者が廻つた日田郡山間部では最近までも名子の加勢^{カセイ}(夫役)は見られていたようであるが明治・大正中期ころまでは英彦山山間部各地に存続していたのである。

いづれにしろかゝる名子制は全国各地に存在せる名子・被官制とその本質を等しくするものであり、福岡藩領農村の名子史料と種々の点で性格を共通するから、福岡領農村の名子にも少くとも或時期まではこうした夫役は充分想定出来るであらう。福岡藩領の場合幕末期には相当独立度の高いものになつていたことも史料の上から考えられるから、それよりも少しく年代を遡及して想定すべきかも知れない。今後の調査と研究に俟たねばなるまい。

註(1) 名子が漸減の傾向を示し乍ら幕末・明治初まで相当数存在していることは事実であるが、併し同じく名子と史料の表面に見えても時代により地域(村)により相当性格の差違あることも充分認めておかねばならない。

(2) 筆者が筑前各地の史料で窺つたところでは——たとえば怡土郡井原村三苫家・遠賀郡修多羅村桶野家・鞍手郡金生村石井家・嘉摩郡網分村有松家等では明らかに年雇労働力に依存している。

(3) 伊藤兆司氏の論文「小倉領・中津領及び日田幕領領境地帯に於ける隸農的制度」(農業経済研究四ノ三、七ノ四)でも、英彦山を中心とし各藩領・幕領あるに拘わらず大体同様の名子制あることを注意(筑前領には無いとされているが、此の点は誤である)。勿論徹視的に見てゆくと、その間にニュアンスの差は当然出てくる。

(4) 筑前飯盛社古文書類写、見玉採集文書。

なお児玉龍探集文書一、筑前早良郡四ヶ村柳氏藏書、五ヶ村同心書状に竜山の山公事を在主聖福寺に「脇名子百姓」は年一度召仕われる事を述べているが、所謂名子とは性格を相当異にしているように思う。御教示願えれば幸である。二六五頁。

(5) 皆川家譜、福岡県農地改革史、下、五二〇、一頁。

(6) 伊藤兆司、前掲稿。

(7) 伊藤兆司氏は諸種の勤めを「産業賦役」と「家政賦役」の二つに分け考察されているが、此の点に関する批判は有賀喜左衛門、日本家族制度と小作制度、六一九—二〇頁参照。

(8) 享保六年辛丑とし年中嘉例帳。

(9) 家伝相続記。

(10) 福岡県農地改革史、上巻、四〇九頁参照。

(11) 吉井町田代家文書。

(12) 浮羽郡浮羽町藤波、遺水文書。同史料は熊本大学中村正夫氏の御厚意により見るを得た。深く感謝の意を表する。

八、あとがき

以上近世における一大名領国（福岡藩）内に行われた諸種の夫役——名子の夫役のみは史料の制約上構造的に類似せる隣藩領のものを以て類推——を六つの取取関係に分ちその内容を考察してみた。はじめにも述べたように一個の農民が夫々の取取者との関係を於て諸種の性格をもち諸種の夫役を提供しているわけであるが、夫々の夫役はその取取の根拠、取取の仕方また労働の内容に相当の差違のあることを見出すであろう。

封建社会の重要な特徴の一として人的従属関係の重層性——即ち身分的支配関係のヒエラルキイが形成されており、しかもそれぞれの階層に位する者が夫々の権力・権威に於てその支配下の者を把握しているわけであるが、徳川期の場合——特に大名領国に於ては——領国大名はきわめて強力な権力を以てその家臣団を規制し、自己の経済的基盤たる農民を統制・支

配しつゝ——農民層内部には諸種の従属関係を一応許容しつゝも——全領国を把握し、領国経済政策を展開していた。

しかも今迄窺つてきたように、大名に対する領民の夫役は大名自身の「家」（家政）に対する夫役としての性格は薄弱である。勿論大名自身は農業経営を営んでいないから農耕夫役の無いことは云うまでもないが、交通夫役・運搬夫役・土木普請夫役・山方夫役等も大名領主の「家」に対する夫役というより（勿論そういう面が全然無いと云うのではないが）むしろすぐれて領国の社会・経済・行政のためのものであつた。殊に交通夫役の如きは全国的に整備されつゝあつた宿駅・街道の制と関連して考えねばならぬ問題であり、幕府役人等は別として他領の領主・家臣等にも夫役は徵発されていて単なる一領国の問題を超えてさえいる。それ丈に夫役とは云え劣悪ながら賃金（夫錢）を支払う形態に相当早くから転化していたわけである。勿論初期には千石夫の如き領主の「家」に対する夫役の色彩の濃いものもあつたようだが、むしろ家と藩庁の分化・分離がそれほど明確でなかつたのではあるまいか。併し近世の過程に於て藩庁の整備・制度化、家臣団の官僚化の芽ばえは相当に進みつゝあつたと思われる。藩庁は単なる家政機関ではなく、領国のヨリ公的な機関になつていた——勿論封建社会は公私混淆を一つの特徴としており、われわれの近代的概念で劃然と区別は出来ないわけである。云わば領民は大名の家権力自体に直接把握されているのではなく、（即ち家内附の隷属民ではなく）藩庁という立法・司法・行政権等を未分化的形態のうちにもつヨリ公的な権力に把握されていたと見るべきであろう。従つて領民の夫役も人身隷属の承認「隷属身分としての象徴」であるよりも、すぐれて領国全般の社会・経済・行政の統制のための労働力としての評価がなされ、その面での賦課であつたと思われる。

されば給人の知行地農民に対する支配も決して無限の恣意的な私的支配がなされたのではなく、大名領主の許容する限界内に於てなされたものであり、代官・村役人のもつ支配権も大名領主より領国の統治のために特に付与せられた特権にすぎず、これらの最終の根拠はすべて大名権力に基くわけである。大名権力の強さは歴史にも余り類例の無い特異なものであつたかも知れない。

併し乍ら大名権力の農民把握は村落単位になされたことを注意しなければならぬ。即ち法制的・制度的にはきわめて整備され、形式的にはすぐれて強力なものであつたと云え、大名自体は在地性を喪い、すぐれて政治領主化して、村落内部の隅々までその支配・統制が貫徹していたと云い難く、村落内部には農民独自の自生的・自律的な生活組織が形成されていたのであつた。さきに窺つた村仕事や名子の夫役はその具体的表現の一と見ることが出来る——前述せるように村仕事は領主的要求と重なり妥協している面も多分にあるが——。従つてそれらは村落や家の生活組織の考察なくしてはその本質は決して把握出来ないものであつて、たとえ屢々なされてきたように名子の夫役を無媒介に労働地代とする考えなどは単なる現象の一面のみをとらえた理論にすぎず、封建領主の概念自体も曖昧であり、領主制と地主制を如何なる関連のもとに理解すべきなのか、或はまた我が国における「家」の構造に全然考慮を払つていない点など少からず疑問をさしはさまざるを得ないであろう。右の問題については既に有賀喜左衛門氏に依つて強力な批判がなされているからこゝでは問題としない——もつとも賀氏の所論は未だ経済史・社会史の中に充分吸収・消化されているとは云えず、此の点今後のわれわれに課せられた問題の一つである。

徳川期大名領国の構造から云つて、最も基本的な社会関係は領国大名

——領民（本百姓乃至高持百姓を中心としつゝ）であり、従つて夫役の問題も今後特に此の間の夫役收取關係に焦点をしばつて考察すべきであらうと思われる。即ち夫役が領民に如何に賦課されたのであろうか。村落毎に賦課されるにしても、村落内部では本百姓単位であるのか、高基準（高役）かそれとも労働可能領民全体への賦課（面役・首役）なのか。殊に夫役に関し諸種の厳密・強力な領主的統制をなしていること——たとえば夫役賦課の時期・期間や夫役量の規定、夫役負担者と夫役免除者の峻別、或は給人・代官・村役人等の恣意的使役の禁止等々——これらを通じて我々は領国大名の農民把握の仕方なり、意味を考察することが出来るし、夫役代納（貨幣納）や夫役に対する賃銭支払化の問題などもそれらと密接な関連のもとに理解しなければならぬ。

思うに領国大名は領国一円の巨大な領主ではあるが、それ丈に所謂在地性を喪つているし——勿論農業経営は営んでいない——、従つて単なる封建的土地所有者というより、むしろヨリ「公的」な土地領有者としての性格を強化しつゝあつたと思われる。従つて大名権力は一見きわめて強力に見えるながらも、農民個々の人身把握についてはむしろさほど強力とは云えないようである。恰も大名権力の土地把握が「高」とか「村請」にあらわれされているように、すぐれて整備・制度化されているが、それ丈に土地把握の弱さ（形式化・抽象化された土地把握）をもつていたのと照応して考慮すべきかも知れない。かゝる大名権力のもつ一面の強さと他面の弱さは、それと対抗的力たる農民の事実上の發展度——たとえば農民の土地所持権の形成と確立、移動のかなりの自由、農村商工業の展開（封建領主制に適合し、領主より許容せられた範囲を超える發展）を想定し、それらとの関連のもとに考察すべき課題と云わねばならない。即ち大名権力の支配と領民の従属及び

抵抗、そうした対立関係を具体的に窺うためにも夫役の歴史的位置づけ・意味を今後考察しなければならない。労働地代概念の適用の可否の如きもこれらと関連して論ぜらるべき問題であらうし、また労働地代は封建地代の概念そのものが資本制地代の特質を考察するために、その先行形態として時代を遡及して形成されてきた概念であるから、純然たる歴史的概念というよりも、むしろヨリ経済学的概念であることも注意すべきであらう。或は徳川期農民殊に本百姓乃至高持農民の性格を如何に規定すべきなのか。特に農奴概念を以て如何に把握し得るのか——もつとも農奴の概念規定それ自体が相当混乱してきている現状であるが——。それらは夫役に最も具体的に示されるような農民の人身従属性（領主の人身把握の性格）の点——勿論一方では農民の土地保有の性格が問題であるが——から論ぜらるべきであらう。これらの点については別稿に譲ることとして一応拙い筆を擱くこととする。